

金属類の出し方

- 金属類の収集日は、ごみカレンダーの1ページで確認してください。
- 容量が、18リットル(1斗カン)より大きいカンは金属類です。
- カン・びんの金属製のキャップ及び金属製のプルトップ式のふたは金属類です。

- 清掃車及び清掃工場で**爆発する危険**がありますので、**ファンヒーター、石油ストーブ**は必ず灯油、電池を取り出してから出してください。**灯油、電池が残っているものは、回収できません。**
※FF式ファンヒーター・オイルヒーターは粗大ごみです。
- 電池を利用している製品は**電池を取り出してから**出してください。
- ライターは**ガスを抜き**、中身の見える袋に入れて出してください。

- 電気製品のコード類は金属類及び使用済小型家電です。できるかぎりコード類は切り離してください。
- 傘は、布、ビニールとほねに分けてください。(布、ビニールはもえるごみ、ほねは金属類)
- ファイル・バインダーは金属部分を取り外してください。(プラスチック・紙はもえるごみ、金具は金属類)
- 刃物類は紙にくるんで**“刃物”**と表示して出してください。
- カミソリ・針・クギは、空き缶に入れて閉じ**中身を表示し金属類**で出してください。
- 電話機・ドライヤー・時計・電気コードなどは使用済小型家電として出すこともできます。
- **リチウム電池**、コードレスクリーナーや電動アシスト付き自転車の**バッテリー**は市では回収できません。17ページをご参照いただくか、販売店等にご相談ください。

※朝8時30分までに出示してください。(自己搬入は御石ヶ沢清掃工場へ)
※指定ごみ袋、ダンボール箱等に入れなくて出してください。

※消火器・自動車部品(チェーン等)・廃建材類・その他、市では収集・処理できない金属類は、17ページの表・15ページの表でご確認の上、処理をしてください。

